

平成29年度 第3回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年6月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成29年度第3回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 26名 定員 29名
 欠席 1名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	議事参与の制限
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第3回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年6月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 15 時 03 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>22 番 高橋 日出子 委員</u> <u>24 番 橋 精一 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 16 時 25 分

平成 29 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会議事録

平成 29 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会は、平成 29 年 6 月 25 日魚沼市広神コミュニティセンター 3 階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙 1 のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙 2 のとおりである。

事務局（米山事務局長）

定刻過ぎましたけれども、今日は最後の総会になりました。皆様には農業委員の活動にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、時間若干過ぎておりますけれども、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数 27 名のうち、欠席の届け出のあった方は、13 番 櫻井信夫委員の 1 名です。出席者数 26 名で、魚沼市農業委員会会議規則第 7 条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は 15 時 03 分)

上村会長

(挨拶)

議 長（上村会長）

農業者年金の新規加入ということでご足労願いました菰澤委員のほうに報奨金が届いておりますので、お渡ししたいと思います。菰澤さん、前のほうへひとつ。

菰澤芳子委員

ありがとうございます。

議 長（上村会長）

それでは、私のほうから進めさせていただきます。

会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

事務局（米山事務局長）

大変申し訳ございませんでした。主要会務予定の7月24日、第3回を第4回に直していただきまして、28日の第4回を第5回に直していただき、訂正をお願いいたします。

議 長（上村会長）

はい、ありがとうございます。

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特段の報告事項はございませんけども、後ほどその他の項目でもって細かなお話をさせていただきたいと思っておりますけども、別紙でもってお配りしてあります魚沼市地域づくり振興公社による魚沼林間学校について、後ほど少し説明させていただきたいと思っております。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会ばかりじゃないんですけど、全員の方なんですけども、また農地パトロールが始まりますので、その辺よろしくお願いしたいと思っております。

広報部会長（菝澤芳子委員）

特に報告することはありません。

議 長（上村会長）

会務報告の中でありましたが、6月23日の通常総会、これは県の農業会議の総会で通常の前算決算の関係でございました。

また、6月16日に平成29年度農業・農政情報事業推進地区懇談会ということで行われておりますけれども、例年魚沼地区の農業委員会、6農業委員会というのがあるわけでございますけれども、この魚沼地区の情報交換会ということでございました。来る新しい農業委員会法に関わる今後の対応というようなことで、農業会議所からお越しいただいて、その進め方等々情報を交換し、また各地区のこの新しい体制への取り組みというようなことで疑問点等々を出し合ったというようなことでございます。私どもがとりあえず魚沼市が議会承認も得たというようなことで、その時点ではそのほかの地区の農業委員会のこれから承認を得るとというような段階であるというような状況のようでもございました。いずれにせよ魚沼地区が先を先

行して議会承認を得たという形でございます。

そのほか皆様方ご質問等々ありましたら、お願いいたします。

馬場公雄委員

我々今日で終わりになるわけですけど、今後の日程は今日でもう完全に終わりってことでよろしいのでしょうか。

事務局（米山事務局長）

すみません。先ほど農政部会長のほうから話がありました地域づくり振興公社のここに主要会務予定というところに入っておるんですけども、7月21日金曜日に行われます魚沼林間学校の話につきましては、またその他のところでまた農政部会長のほうから説明いただくということで、この21日が最後となります。また全員になるのかどうなのかというところはあるんですけども、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

説明がありましたように農業委員としての職務の責任は7月23日まで継続します。ただ、それで今言いましたように事業か何かがあるかということ、農政部会の関係で一つだけあるということです。まあ、何人かの委員さんは続きますので少し注意していただきたいと思います。

そのほかどうでしょうか。

事務局から。

事務局（穴沢主任）

活動記録簿なんですけれども、7月の分まで一応記録を出していただきたいと思います。7月23日までですので、もう一回お渡ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

継続されない方は、ここまで出してくれと。

事務局（穴沢主任）

そうですね。

議長（上村会長）

提出してくださいということ。

事務局（穴沢主任）

お送りしたいと思います。

議長（上村会長）

お願いします。そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2号「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号22番高橋日出子委員及び議席番号24番橋精一委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は11件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明が終わりました。内容等について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

次に、日程第4報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書 6 ページをお願いします。

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出」について、
今月は 1 件の届出がありました。

整理番号 1	申請人	*****		
	申請地	*****	畑	53 m ²
	転用目的	農機具格納庫		

議 長（上村会長）

報告第 2 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見
のある方は、ご発言をお願いします。

（特になし）

特段ないようですので、お諮りいたします。報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第
8 号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろし
いでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について事務
局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の 7 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」について、今
月は 13 件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃貸借の設定、認定農業
者等への貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、
市外から通うなどして今後も継続して耕作されていくもの思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第 3 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見の
ある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特段ないようですので、お諮りいたします。報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1
項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょ
うか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書8ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与2件、売買4件、賃借権の設定1件、使用貸借権の設定1件、区分地上権の設定2件、合計10件です。

整理番号1 申請地 ***** 畑 421㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は以前より譲渡人の田を耕作しており、申請地の畑が近くにあることから贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか5筆 合計4,714㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作が困難なため、譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号3番・4番については関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号3 申請地 ***** 畑 231㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

整理番号4 申請地 ***** 畑 231㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は魚沼市に居住

しておらず、高齢でもあることから譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** * 畑 41 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 全体で**** *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作が困難であり、申請地は譲受人の自宅の裏手にあり、地続きになっている農地でもあることから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は自家用野菜をつくる予定で、大型機械は所有しておりませんが経験年数は十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** * 田ほか8筆 合計 5,593 m²
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 売買 全体で**** *円

申請の理由は、新規就農をするためです。譲渡人は市外に居住しており、耕作することができないため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は、新規就農したいということで市外から転入して来られました。大型機械も所有しておらず、経験年数もありますが、以前に耕作されていた方から指導を受けながら今後徐々に耕作していくとの事です。農地法3条の許可後には、魚沼市新規就農者支援制度等を活用していただきながら効率よく耕作されていくものと思います。

次の整理番号7番・8番については関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号7 申請地 **** * 田ほか2筆 3,468 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 賃借権設定 5年間 **** *円/10a

整理番号8 申請地 **** * 田ほか1筆 合計 2,339 m²
貸付人 **** *
借受人 **** *
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、譲渡人が高齢等で耕作できないため、一般財団法人**** *が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、一般財団法人**** *への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの賃借契約となっております。

以上、整理番号1番から6番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号7

番、8番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。

次の整理番号9番・10番については関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

整理番号9	申請地	*****	畑	551 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	区分地上権設定	2年9カ月間	

整理番号10	申請地	*****	畑	215 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	区分地上権設定	2年9カ月間	

申請地は、今月の総会で*****による発電所改修工事の遅れにより、一時転用の事業計画の変更承認申請の承認案件が提出されている*****地内の畑です。水路を迂回させるために地下に仮排水管が設置されており、当初の申請のときに区分地上権の設定をしておりましたが、工事の遅れに伴い、こちらも期間の延長の為申請があったものです。地上権とは工作物または竹木を所有するためなどの目的で他人の土地を使用する権利で、日本の民法では第260号以下に規定が設けられているものです。例えばトンネルを掘ったり、地下鉄路線を敷いたり、空中モノレール等の架線等を設置する等がこれに該当するものです。この度の申請は区分地上権設定のため、農地法第3条第1項の規定による許可申請であることから、譲受人に対する農地法第3条第2項の各号の判断基準の審査は不要となっております。さらに、区分地上権の設定は今後の耕作に何ら支障のないものと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番・5番ともに現地調査・確認をした結果、ただいま事務局からの説明のとおりであり、許可に支障ないと思われまます。以上です。

渡邊弘義委員

整理番号2番ですが、連絡は電話連絡ですが、現地調査を先日してきました。あと、事務局の説明のとおりです。

阿達 正委員

整理番号3番・4番ですが、昨日現地確認をしてきました。この案件、*****さんのほうから先に現地の場所を教えてもらったので、場所だけは見てきたんですが、まだ*****さんと話をしていません。

小西正春委員

整理番号6番ですが、*****さんの分につきましては、5月の初めにこの庁舎で本人と面談いたしました。その後、24日ですが、本人とまた今までしていた*****さんとも会いまして、全部今耕作してありますし、去年までしていた*****さんが指導するというので他に問題がないと思います。

それから、整理番号7番の*****さんの件ですが、*****が*****さんの今までの面積も全部していますので、周りほとんど問題ないと思います。

櫻井貞夫委員

整理番号8番ですが、6月21日に現地を確認いたしました。*****さんには電話で確認、そして*****には訪問いたしまして確認をいたしました。事務局の説明のとおりであります。許可には問題がありませんでした。以上です。

橘 精一委員

整理番号9番・10番ですが、事務局説明のとおりで問題ありません。

議長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転贈与に関する整理番号1番・2番について、申請のとおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号3番・4番・5番・6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定、賃借権に関する整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定、使用貸借に関する整理番号8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、区分地上権設定に関する整理番号9番・10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から10番まで申請どおり許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は2件となっております。それでは、説明させていただきます。

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 畑ほか1筆 合計766㎡
	当初転用目的	水力発電所堰堤改良工事（一時転用）
	変更申請概要	工事期間の変更
	変更理由	工事の遅れが生じてしまったため

申請地は、平成27年3月25日付魚振農第147002号にて水力発電所堰堤改良工事を目的に、平成29年6月30日までの一時転用として圃場許可を得ました。その後河川法の許可申請において、河川管理者との協議に約2年の時間を要してしまい、工事が遅延してしまいましたので、この度平成32年3月31日まで工事期間の延長する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号2	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田 231㎡
	当初転用目的	住宅建設敷地
	変更申請概要	駐車場築造（8台）
	変更理由	教会利用者用駐車場が不足しているため

申請地は、平成8年6月27日付小農地第4049号にて賃貸住宅建設を目的に*****氏により4条許可を得ました。その後平成11年11月18日に小農地第5172号にて一般住宅建設を目的に*****氏から*****氏へ事業計画変更の承継があり、*****氏により宅地造成が行われました。事業が完了には至らずのままでしたが、この度駐車場用地を求める*****氏との間で話がまとまり、再度事業計画変更の承認申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号について事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1番ですが、事務局の説明どおり特にありません。以上です。

田中正雄委員

整理番号2番ですが、現地の確認結果、先ほどの事務局の報告のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

櫻井貞夫委員

整理番号1番の権利種別は、これは字が小さいですが、内容の説明をお願いします。

議長（上村会長）

字が見えないということをお願いします。

事務局（高橋主任）

「事業計画変更の届出5条」という記載がしてあります。

議長（上村会長）

事業計画変更届5条ということです。

櫻井貞夫委員

はい、分かりました。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」については、整理番号1番・2番ともに申請どおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は6件です。

まず関連がありますので、整理番号1番から3番までを一括して説明させていただきます。

整理番号1 申請地 ****の一部分 田 322 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 賃借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 店舗1棟1階建て・駐車場(31台)
転用目的 コンビニエンスストアの店舗及び駐車場(31台)
判断理由 申請地の300m以内に市役所****庁舎があるため。

整理番号2 申請地 ****の一部分 田 443 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 賃借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 店舗1棟1階建て・駐車場(31台)
転用目的 コンビニエンスストアの店舗及び駐車場(31台)
判断理由 申請地の300m以内に市役所****庁舎があるため。

整理番号3 申請地 ****の一部分 田ほか1筆 741 m²
農地区分 第三種農地・第一種農地
権利種別 賃借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 店舗1棟1階建て・駐車場(31台)
転用目的 コンビニエンスストアの店舗及び駐車場(31台)
判断理由 ・申請地の300m以内に市役所****庁舎があるため。
・申請地は、事業の実施には不可欠であり、隣接土地と同一の目的で一体的に開発され、且つ事業の目的に供する土地の面積に占める第一種農地の割合が3分の1を超えないため。

なお、こちらの****の一部分、田297 m²については、判断理由の魚沼市****庁舎からおおよそ300m以内の範囲を超えることから第三種農地ではなく、第一種農地と判断しております。

申請者は現在隣地にて****を営業しております。店内及び店外ともに手狭になり、特に冬期間には危険を伴うことから、この度拡張の申請がありました。なお、平成28年8月5日付で農振の除外がされております。

整理番号4 申請地 ****の一部分 畑 133.25 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 使用賃借権設定
貸付人 ****
借受人 ****

申請概要 工事ヤード、資材置場 (H29.12.31 までの一時転用)
転用目的 携帯基地局新設工事に伴う工事ヤード、資材置場 (一時
転用)
判断理由 申請地は、仮設工作物等設置のための一時的な利用に供
するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で、
当該農地を供することが必要であるため。

申請地は、*****地内の農地です。携帯電話基地局建設のための工
事ヤード用敷地として利用したいため、申請があったものです。なお、工
事ヤードのため、一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元す
ることとなっております。また、携帯基地局本体については認定電気通信
事業者による中継施設の設置のため、転用許可除外となっておりますので、
この度申請はありません。

整理番号6 申請地 ***** 田 231 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 *****円
貸付人 *****
借受人 *****
申請概要 教会利用者用駐車場 (8 台)
転用目的 駐車場築造 (8 台)
判断理由 都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定め
られているため。

先ほどの事業計画変更承認、整理番号2番の5条申請になりますので、
説明のほうは割愛させていただきます。

議長 (上村会長)

今事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願
いします。

小幡悦男委員

整理番号1番・2番・3番ですが、先日申請者立会いの中で現地確認いたしました。
別に問題ないと思いました。

横山史子委員

整理番号4番ですが、6月13日に*****さんから電話がありまして、翌日
14日に現地を確認いたしました。*****集落があったところですが、内容につき
ましては、事務局の説明どおりです。以上です。

田中正雄委員

整理番号6番ですが、先ほどの事業計画変更承認に伴う土地の取得ということでも
って、先ほど事務局の説明のとおりです。以上です。

議長 (上村会長)

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容についてご質問等ありま
したら、お願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それではここで、中澤正規委員から退席を願ひまして、整理番号5番の事務局の説明をお願いいたします。

(中澤委員退席)

整理番号5	申請地	*****の一部	田	150.79 m ²
	農地区分	農用地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	工事ヤード、資材置場 (H29.12.31までの一時転用)		
	転用目的	携帯基地局新設工事に伴う工事ヤード、資材置場 (一時転用)		
	判断理由	申請地は、仮設工作物等設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で、当該農地を供することが必要であるため。		

こちらにも携帯基地局の工事ヤード、資材置場として、整理番号4番で説明させていただいたとおりです。

議長 (上村会長)

今事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いします。

星野貞樹委員

整理番号5番ですが、先般*****さんの説明を現地で図面等々見ながら説明を受けました。近隣の農地にも障害ないと思います。事務局の説明のとおりです。

議長 (上村会長)

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容についてご質問等ありましたら、お願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。整理番号5番について申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」

については、整理番号1番から6番まで、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

(中澤委員着席)

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

では、続いて日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか3筆	合計1,915㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	山間地の傾斜地であり、耕作にも不向きな土地であったため、昭和60年頃より耕作放棄した状況で、周囲も原野化している。		

整理番号2	申請地	*****	畑	166㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	道路買収により田の形状が耕作に不向きな三角形となり、加えて取水も不便になったことや、日当たりの悪さから平成3年頃から原野化している。		

議長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書14ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	12件
	筆数	34筆
	面積	19,181.40 m ²

なお詳細につきましては事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書18ページをお願いします。今月は売買1件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか6筆
			合計4,233 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	権利種別	所有権移転	贈与

利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

面積の合計で少し確認したいんですが、議案第1号整理番号1番で*****さんが借地958a、この時点でありまして。それで、議案第5号整理番号1番、ここで借地が911aに減っているんですが、47.39a。これは、どういうマジックでこういうふうになったか説明願いたいんですが。

議長（上村会長）

面積の議案書による参考表示が違っている点をお願いいたします。

中澤正規委員

報告第1号、整理番号5番で506㎡解約して、6番で4,233㎡、合計47.30㎡と
りあえず合意解約しております。

次に、議案第1号整理番号1番で経営面積が1,103a、借地が958.61a。この時点
でここまで借地が増えているのに対して、18条1項の規定にくると所有権移転で
4,233㎡、さっき合意解約したものを今度はその時点で4,233㎡所有権移転したこ
とによって、またこれは借地が911aって逆に減っているんですが、どういうマジ
ックですか、これ。

これが逆だと分かるんですけども。3条の許可申請の段階で911.22aで、18条1
項の規定の所有権移転で4,233㎡、足すと多分958.61aになる。これちょっと後で。

事務局（穴沢主任）

はい、すみません。後で調べて回答したいと思います。

中澤正規委員

順番がこれ何か違っているんじゃないかと思imasuので。

議 長（上村会長）

数字の移動があつて。

中澤正規委員

どうも本人が言ったりするんだけど、「えっ」て思つて。そこで頓挫しました
ので。後で確認してください。

議 長（上村会長）

確認をひとつ事務局お願いいたします。

事務局（穴沢主任）

申し訳ありません。後で。

中澤正規委員

次回の総会するときでもよろしいですので。

議 長（上村会長）

では、そういうことでひとつお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。数値については後日訂正等お願いいた
します。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり
決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢主任）

- ・地域づくり振興公社より依頼のあった魚沼林間学校の参加について、出欠の確認
- ・互助会の清算について

事務局（高橋主任）

- ・退任される委員の方へ、退任後の全国農業新聞申し込みのお願いについて

事務局（米山事務局長）

- ・配布資料、平成 28 年度農業委員会活動記録簿集計結果についての説明

議長（上村会長）

以上を持ちまして、本日の提案の報告事項、議案事項については全て慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 16 時 25 分）

上記会議の内容は、平成 29 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
